

春日部市立医療センターＬＥＤ照明器具賃貸借
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本件は、春日部市立医療センター（以下「医療センター」という。）施設内の一部の既存照明器具を賃貸借により既存の蛍光灯器具をＬＥＤ照明器具へ交換する方法、又は既存の安定器を撤去し直管ＬＥＤランプへ交換する方法（管交換方式）により消費電力の抑制、CO2 排出量及び維持管理費の削減を図るものである。

2 趣旨

契約者を決定するにあたり、医療施設内の施工となるため、事業を円滑に遂行できる技術力や、導入後の患者等への安全性の確保が必要となることから、単なる価格競争で業者選定するのではなく、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施し、業務提案の比較により選定することとする。

本プロポーザルに参加する事業者が提出した提案書等の内容及びヒアリングの状況を評価し、契約候補事業者として選定する。なお、本プロポーザルに参加の意向のある者（以下「参加事業者」という。）がいないとき、又は参加事業者の中に適格者がいない時は、契約候補事業者を選定しない場合がある。

3 基本方針

参加事業者は、本業務を遂行するにあたり医療センターが地域医療サービスを提供するものであることを十分認識するとともに、実施要領の趣旨、医療センター概要と仕様書に示す製品要件、施工要件、安全管理、維持管理要件等に沿ってその職務を忠実に実践すること。

4 医療センターの概要

- (1) 施設名称 春日部市立医療センター
- (2) 住 所 埼玉県春日部市中央六丁目 7 番地 1
- (3) 外来受付 月曜日から金曜日 午前 8 時 2 0 分～午前 1 1 時
- (4) 休 診 日 土・日曜日、祝日、年末年始（1 2 月 2 9 日～翌年 1 月 3 日）
- (5) 診療科目 2 8 診療科（内科、循環器内科、血液内科、呼吸器内科、神経内科、

消化器内科、糖尿病・代謝内科、ペインクリニック内科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、精神神経科、放射線科、麻酔科、病理診断科、歯科口腔外科)

(6) 病床数 363床(一般病床361、感染症病床2)

(7) 面会時間 月曜日から金曜日 午後3時～午後7時
土・日曜日、祝日 午後1時～午後7時

(8) 照明器具電気使用量・平均単価

40,544kWh/月 ・ 21.8円/kWh

(9) 電気使用量・平均単価

3,115,120kWh/年 ・ 26.1円/kWh(税込)

燃料調整単価、市場価格調整単価、再エネ賦課金を含む。

令和7年1月分から令和7年12月分までの実績により算出。

(10) 交換対象数量 LED化対象ランプ: 4,684灯

照明器具: 3,301器

5 契約の概要

(1) 契約件名 春日部市立医療センターLED照明器具賃貸借

(2) 契約期間 契約締結の日から令和19年3月31日まで

(ただし、賃貸借期間は下記(2)に定めるものとし、契約締結日から賃貸借開始日までは準備・設置工事期間とする。)

(3) 賃貸借期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで(120か月)

(4) 履行場所 春日部市中央六丁目7番地1 春日部市立医療センター

(病院本体棟、エネルギーセンター棟、立体駐車場棟)

(5) 業務内容 「春日部市立医療センターLED照明器具賃貸借仕様書」のとおり。

(6) 契約形態 取替工事を含めた賃貸借契約

賃貸借期間後、賃貸借器具等は医療センターに無償譲渡する。

(7) 契約条項 公募型プロポーザルによる地方自治法第167条の2第1項
第2号に基づく随意契約

6 提案見積上限額

(1) 提案見積金額は、賃貸借期間全体(120か月)の総額(消費税及び地方消費税相当額を

含む。)で見積もること。ただし、提案書において、月額費用（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）も併記すること。

(2) 賃貸借期間全体の総額が、提案上限額120,000,000円を超えないこと。

7 賃借料の支払い

(1) 賃借料の支払いは月額払いとする。

(2) 一月あたりの支払金額は、賃借料の年額を12(月)で除した額とし、その額に1円未満の端数が生じる場合は、最終支払月で調整する。

(3) 賃借料の年額は、契約金額(税込)を10(年)で除した金額とし、その額に1円未満の端数が生じる場合は、初年度で調整する。

8 手続き等のスケジュール

項 目	日 程
公募開始日	令和8年 7月28日(火)
現地調査	令和8年 7月下旬及び8月上旬(予定)
質問書の提出期限	告示日から令和8年 8月 6日(木) 午後5時まで
質問に対する回答	令和8年 8月10日(月)
参加申込書の提出期限	令和8年 8月12日(水) 午後5時まで
参加資格確認の結果通知	令和8年 8月13日(木)
参加辞退届	令和8年 8月21日(金) 午後5時まで
提案書等の提出期限	令和8年 8月10日(月) から 令和8年 8月24日(月) 午後5時まで
第一次審査結果の通知	令和8年 9月 1日(火)
プレゼンテーション・審査	令和8年 9月10日(木) 午後6時から
第二次審査結果の通知	令和8年 9月15日(火)(予定)
契約の締結	令和8年10月 1日(木)(予定)

※ 業務執行上の都合によりスケジュールが変更となる場合があります。

その場合には、参加事業者に別途通知します。

9 契約方法

本プロポーザルにより契約候補事業者として選定された者と契約内容について協議を行い、協議が整った場合は随意契約により契約を締結する。

1 0 担当部署

春日部市立医療センター 事務部 管理課

所在地 春日部市中央六丁目 7 番地 1

電話 0 4 8 - 7 3 5 - 1 2 6 1

F A X 0 4 8 - 7 3 4 - 2 4 7 1

電子メール kanri-hos@city.kasukabe.lg.jp

1 1 プロポーザル参加資格

参加できる事業者は単独の法人であり、次の各号のすべてを満たすこと。

- (1) 令和 7・8 年度春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿の業種「1020 (賃)家電製品」に登録がある者。

上記で、平成 23 年度以降に、一般病床数 200 床以上の国公立病院施設の LED 照明器具賃貸借の元請けとして契約を締結し、1 年以上継続して履行した実績がある者。

- (2) 電気工事を伴う賃貸借であるため建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を受けていること。ただし、参加事業者に許可がない場合は施工協力業者において許可を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 春日部市契約規則（平成 17 年規則第 126 号）第 15 条の規定により入札の参加資格の排除を受けていない者であること。
- (5) 公告日以後に、春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 28 年要綱第 7 号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日以後に春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 24 年要綱第 43 号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けているものを除く。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けているものを除く。

1 2 現地見学会

見学会を希望する参加事業者について、スケジュールに示した期間で日程調整の上実施する。

1 3 参加に係る手続き

(1) 参加申込書の提出

参加事業者は、プロポーザル参加申込書（様式1）、プロポーザル参加申込書等提出書類確認表（様式2）、履行実績表（様式3）及び様式2に記載された要求書類（4～8）を提出すること。

a 提出期限

令和8年8月12日（水）午後5時（必着）

b 提出先

〒344-8577 埼玉県春日部市中央六丁目7番地1

春日部市医療センター 事務部 管理課

c 提出方法

郵送（一般書留、簡易書留）又は持参

- ・ 郵送の場合 発送後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。
- ・ 持参の場合 事前に電話連絡の上、医療センターの休診日を除く日（平日）の午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間に、管理課窓口において、担当に手渡しすること。

d 提出部数

各1部

e 留意事項

提出書類のすべてが揃っていないものは受理しないため、十分に留意すること。

(2) 参加資格確認結果の通知

参加申込書を提出した参加事業者について参加資格を満たすものであるかを確認する。そのうえで、申込者全員にプロポーザル参加資格審査結果通知書を送付する。なお、参加資格を有しないと認められた者は本プロポーザルに参加できない。

a 参加資格要件の基準日

本プロポーザル参加申込の提出期限日とする。

b 通知日・通知方法

令和8年8月13日（木）午後5時までに電子メールで送付する。

(3) 参加申込後の辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式6）を本項第1号b～dにならい提出しなければならない。提出期限は令和8年8月21日（金）午後5時（必着）とする。

なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。

1.4 質問書の提出

本要領等の内容について質問のある場合は、以下によりプロポーザル質問書（様式7）を提出すること。なお、質問がない場合は、質問書の提出は不要とする。

(1) 提出期間

令和8年7月28日（火）から令和8年8月6日（木）午後5時（必着）まで

※ 期限後に提出された質問に関しては一切受け付けない。

(2) 提出方法

a 電子メール kanri-hos@city.kasukabe.lg.jp（@マークは半角）

b 電子メールの件名には、「【参加事業者名称】春日部市立医療センター管理課LED照明器具賃貸借に関する質問」と明記する。

c 送信後、担当部署に電話連絡にて受信確認を行うこと。

(3) 回答方法

令和8年8月10日（月）に春日部市公式ホームページに掲載する。なお、質問（原文のまま）と回答のみを記載し、参加事業者名は明示しない。

1.5 提案書の提出

参加事業者は次号に従い、本プロポーザルに関する提案書等を以下の内容で提出すること。

(1) 提出期間

令和8年8月10日（月）から令和8年8月24日（月）午後5時（必着）まで

※ 期限後に提出された提案書に関しては一切受け付けない。

(2) 提出方法

下記の提出先へ持参すること。

(3) 提出先

〒344-8577 埼玉県春日部市中央六丁目7番地1

(4) 提出書類

提案書等については、紙媒体及び紙媒体の内容を記録した電子媒体（CD-R等。ただし、USBメモリーは不可とする。）で提出すること。なお、紙媒体は正本1部、副本12部、正本のみ押印すること。また、電子媒体の保存形式は、各様式とも公告された形式のままとすること。

1.6 提案書

(1) 提案提出書（様式9）

(2) 提案書（以下の審査項目にまとめること）

- a 病院施設に関する提案者の実績・概要
履行実績
- b 施工体制
安定器のバイパス工事の安全性、天井配線の劣化
- c 施工計画
24時間稼働への対応
- d 施工配慮
診療や患者の療養環境に配慮した騒音・粉塵対策
ゾーニングと動線分離
- e 施工後の管理、保証、保守
賃貸借期間中の故障対応（迅速な駆付け体制など）
保守内容
- f 機能要件
電磁波ノイズ対策、電子カルテへの影響防止
高演色（Ra90以上）の導入
ブルーライトカット・低色温度、まぶしさ（グレア）防止
密閉型・クリーンルーム仕様
- g 環境への配慮
消費電力削減率、CO2排出量削減
- h 維持管理費の削減
月額費用・総額、電気代の削減料
- i 地域貢献度

施工協力業者、地域貢献施策

j 独自提案

参加事業者における独自提案

(3) 留意事項

次の場合は失格とする。

- ・ 見積金額が第6項第一号に示す額を超えた場合。
- ・ 参加事業者が2件以上の提案書を提出した場合。
- ・ 参加事業者と施工協力業者がそれぞれに提案書を提出した場合、双方ともに失格。
- ・ 提出書類に虚偽記載が発覚した場合。
- ・ 賃貸借契約の選定結果の通知前に、本プロポーザルの参加資格を欠く者となった場合。
- ・ 期限遅延があった場合。
- ・ 参加辞退、又は審査の対象とならなかった場合。
- ・ 本プロポーザルの公正な執行を妨げるような不正行為が認められた場合。
- ・ 本プロポーザルの審査に関し、審査委員等に対して直接、間接を問わず接触を求めた場合。

1.7 提案書作成に当たっての留意事項

(1) 用紙の大きさは原則A4版（よこ使用）とすること。

(2) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。

- a 提案は文書で簡潔に記載すること。
- b 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の活用は可とする。
- c 文字は注記、図表中等を除き原則として12ポイント以上の大きさとし、こと。
- d 多色刷りは可とする。ただし、見易さに配慮すること。
- e 記載項目は、原則1ページに収めること。複数ページにわたる場合は、見やすさに配慮すること。
- f 提案書及びプレゼンテーションで使用する資料には、提案書の表紙を除き、参加事業者を示す会社名あるいは会社ロゴ、その他参加事業者を識別可能な表示をしないこと。
- g 提出後、提案書の修正、追加及び変更は認めない。

1.8 審査

本プロポーザルにおける提案内容の審査方法は下記のとおりとする。

(1) 第一次審査

a 審査内容 参加資格審査を通過した参加事業者が4者以上の場合には書類審査を実施する。なお、提出書類による内容審査とする。

b 実施日 令和8年8月27日(木)

c 結果通知日 令和8年9月1日(火)

審査結果は、プレゼンテーション参加審査結果通知書にて通知する。上位3位以内の参加事業者には、実施日時、場所、留意事項等を通知する。それ以外の者には、非選定等を通知し、第二次審査に参加することができない。

d その他 審査過程及び結果の詳細は、公表しない

(2) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査の選定事業者によるプレゼンテーションを行う。

選定事業者は、令和8年9月4日(金)午後5時までにプレゼンテーション出席予定者報告書(様式12)を提出すること。提出方法は、電子メールとする。

a 審査内容 プレゼンテーションによる総合評価

b 実施日 令和8年9月10日(木)午後6時から

c 実施場所 医療センター内(詳細は別途通知する)

d 実施方法 自由形式とする。

電子機器(PC等)を用いることを妨げない。なお、医療センター設備のプロジェクター、スクリーンは利用することができる。

なお、電子機器の使用は、提案内容の理解促進又は実現性確認を目的とするため、提出済みの提案書に記載のない新規提案の追加や条件変更に係る提案は記載してはならない。また、投影資料・内容を印刷して令和8年9月7日(月)までに1部を提出すること。

グレア(眩しさ)等の評価をするために実物3基を会議室に仮設して稼働させることを求めます。詳細についてはプロポーザル参加資格審査結果通知書に示したものとする。

e 制限時間 プレゼンテーション15分以内

質疑応答10分程度

f 結果通知日 令和8年9月15日(火)(予定)

g その他 ・提出した提案書を基にプレゼンテーションすること。当日の追加資料配布は認めない。

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・審査結果の詳細は、公表しない。

1 9 契約候補事業者の選定及び決定

(1) 契約候補事業者の選定方法

第一次審査の評価内容及び第二次審査の評価点を検討し、総合評価点が最も高い参加事業者を契約候補事業者とする。

(2) 決定結果について

- a 決定結果は、契約候補事業者選定通知書をもって通知する。
- b 契約候補事業者には選定した旨、それ以外の参加事業者に対しては、次点候補事業者である旨及び選定しなかった旨を書面にて通知する。
- c 選定結果についての異議申立ては、受け付けない。
- d 契約候補事業者と契約締結に向けた協議が整わなかった場合、又は契約候補事業者が辞退した場合は、次点の者を新たな契約候補事業者として選定し、協議を行うことができる。

2 0 提案審査内容及び配点

別記のとおり。

審査基準配点内訳などの詳細は一切公表しない。

2 1 契約の締結

選定結果通知後、選定者から提出された提案書及び仕様書を基に協議し、契約を締結する。

2 2 その他

(1) 費用の負担

本プロポーザルに要する費用は、参加事業者の負担とする。ただし、会場費及びプレゼンテーションに必要な電気代を除く。

(2) 提出書類等の取り扱い

提出された参加申込書及び提案書等並びに電子媒体は、理由の如何にかかわらず返却しない。

提出書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、医療センターが本プロポー

ザルの選定プロセス及び結果の報告に必要な範囲において、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

(3) その他

本プロポーザルの手続き及び提出書類において用いる言語は日本語、通貨は日本円に限る。

別記（第20項関係）

書類審査・各次審査

分 類	採点基準項目	配点
1 病院施設に関する提案者の実績・概要	参加事業者及び施工協力業者の十分な実績（病床及び灯数等）、誠実に履行されているか。	10
2 施工体制	責任者の配置、施工体制及びスケジュールは的確であるか。	10
3 施工配慮	工事施工方法、工事時間帯での対応、施工制限箇所への配慮、停電作業対応等が検討されているか。	10
4 施工後の管理、保証、保守	保守管理体制、緊急時対応、契約終了後などについて。	20
5 機能要件	医療センターにとって必要な性能、安全品質は十分であるか。	15
6 環境への配慮	賃貸期間の電力量削減効果、CO2排出量の削減があるか	15
7 維持管理費の削減	賃借料金総額、電気料金削減	10
8 地域貢献度	地元事業者育成、地域貢献施策	5
9 独自提案	目的を達成するための有利な提案がある。	5
合 計		100